

防地総（事）第 198 号
令和 3 年 7 月 1 日

各地方防衛局長 殿

事務次官
(公印省略)

補助事業等における消費税等相当額の取扱いについて（通達）

補助事業等における消費税等相当額が仕入れに係る消費税等相当額として控除の対象となる事業主体に対する補助金等の交付決定等の取扱いについて下記のとおり定められたので通達する。

記

- 1 補助事業等の事業主体が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する消費税等相当額（消費税及び地方消費税に相当する額をいう。以下同じ。）を含む支払いを行った場合には、補助事業等を実施する事業主体が消費税等相当額から補助金等の額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額を控除されたときの補助金等の交付決定等の取扱いは、次項から第 5 項までに規定するところによる。
- 2 補助事業等における消費税等相当額が仕入れに係る消費税等相当額として控除の対象とならない事業主体は、次の者である。
 - （1）免税事業者（消費税法第 9 条第 1 項の規定により消費税を納める義務が免除される事業者）
 - （2）簡易課税制度の適用を受ける者（消費税法第 37 条第 1 項の規定により仕入れに係る消費税額の控除の特例を受ける事業者）
 - （3）地方公共団体の一般会計

- (4) 地方公共団体の特別会計、消費税法別表第三に掲げる法人又は人格のない社団等であって、当該事業年度における補助金等の特定収入（消費税法第60条第4項の規定による特定収入をいう。）の割合が5%を超える者

なお、第4号の事業主体については、補助金等の交付の申請（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定による申請をいう。）の際に、これらの事業主体の当該年度事業における特定収入の割合が5%を超えることが確実と見込まれる場合を除き、第3項及び第4項に規定するところにより取り扱うこととする。

- 3 前項に掲げる事業主体に該当しない事業主体について、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、当該金額を補助金等の交付申請額から減額して申請することができるのでその旨を周知するものとする。

また、当該事業主体が、実際に、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請してきたときは、消費税等相当額を含まない補助金等として交付決定することとする。

なお、交付決定後、消費税及び地方消費税の申告により確定する仕入れに係る消費税等相当額が上記の減額した額を下回ることになっても、補助金等を追加交付することはできない（上回ることとなるとその差額の返還が必要となる。）ので、減額すべき金額が不明確なときは、次項に規定するところにより取り扱うこととする。

- 4 第2項に掲げる事業主体に該当しない事業主体について、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額はあるがその金額が明らかでない場合及び仕入れに係る消費税等相当額があるかないか明らかでない場合には、次の条件を付した上で消費税等相当額を含めて補助金等の交付決定を行うものとし、仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときに、その金額を減額又は返還させるものとする。

(1) 直接補助の場合

ア 補助事業者等は、実績報告（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助金等の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額をいう。以下同じ。）が明らかになったときは、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者等は、実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第1により速やかに地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）に報告するとともに、地方防衛局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（2）間接補助の場合

ア 補助事業者等は、実績報告（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定による報告をいう。以下同じ。）を行うに当たって、各事業主体の当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額（補助金等の額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額とを合計した金額をいう。以下同じ。）が明らかになったときは、これを補助金等の額から減額して報告しなければならない。

イ 補助事業者等は、実績報告を行った後に、消費税及び地方消費税の申告により各事業主体の当該補助金等に関する仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（実績報告においてアにより減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式第1により速やかに地方防衛局長（東海防衛支局長を含む。以下同じ。）に報告するとともに、地方防衛局長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

ウ 補助事業者等が間接補助事業者等に間接補助金等を交付する事業については、ア及びイに準じた条件を付さなければならない。

（注1） 補助事業者等が事業主体に間接補助金等を直接交付する事業（補助金の流れの例：国→都道府県→事業主体）については、補助事業者等（都道府県）が事業主体に付する交付決定の条件は第1号ア及びイに準ずるものとなる。

（注2） 間接補助事業者等である市町村がさらに事業主体に間接補助金等を交付する事業（補助金等の流れの例：国→都道府県→市町村→事業主体）については、補助事業者等（都道府県）が市町村に付する交付決定の条件は第2号アからウまでに準ずるものとなる。

なお、市町村が事業主体に付する交付決定の条件は、第1号ア

及びイに準ずるものとなる。

- 5 前項第1号イ及び第2号イの規定に基づく地方防衛局長の補助金等の返還命令は、別紙様式第2による補助金等金額再確定通知と併せて、別紙様式第3により行うものとする。

添付書類：別紙様式第1～別紙様式第3

補助事業等における仕入れに係る消費税等相当額報告書

文 書 番 号

令和 年 月 日

防衛局長
東海防衛支局長 殿

補助事業者等 住 所
氏 名

令和 年 月 日付け 号で補助金等交付決定の通知があった 事業について同通知の第 号の規定に基づき下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 5 条に基づく確定額 金 円
（令和 年 月 日付け第 号による額の確定通知額）
- 2 補助金等の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した補助金等に係る仕入れに係る消費税等相当額 金 円
- 4 補助金等返還相当額（3－2） 金 円

（注） 添付書類

3 の金額の積算の内訳等

補助金等金額再確定通知書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け 補助事業等における仕入れに係る消費税等相当額報告書について審査の結果、令和 年 月 日付け 号補助金等金額確定通知書により通知した補助金等の確定額を下記のとおり変更したから通知します。

記

区 分	再確定補助額	備 考
	円	補助事業名 補助金等返還相当額 円

事業補助金等返還命令書

文 書 番 号
令和 年 月 日

殿

防衛局長
東海防衛支局長

令和 年 月 日付け 号をもって行った額の再確定に基づき、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法律第 1 7 9 号）第 1 8 条第 2
項の規定により下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 補 助 金 名
- 2 補助事業名
- 3 返 還 金 額
- 4 納 付 期 限
- 5 納 入 方 法 別に歳入徴収官から送付される納入告知書により納入すること。
- 6 返還の理由 補助事業等における仕入れに係る消費税等相当額報告書に基づく
額の確定による。